

特別非常勤講師任命・雇用届出について

1 特別非常勤講師制度の趣旨

教育職員は各相当の教育職員免許状を有する者でなければならないとされていますが、その例外として、**あらかじめ**任用・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、**教科の内容の一部（領域の一部）等**に限り、教育職員免許状を有しない者を非常勤の講師に採用することができる制度です（教育職員免許法第3条の2）。

この制度は、学校教育において、優れた知識や技術を有する社会人を活用することにより、学校教育の多様化への対応とその活性化を図るために設けられました。

2 届出の手続

1 提出書類：**特別非常勤講師任命・雇用届出書**（様式第十六号）

※受付控えをご希望される場合は、副本（コピー）・切手を貼付した返信用封筒（通送便のあるところは不要）も提出してください。

※「②資格、社会的経験、能力等について」の記載内容では、資格、社会的経験等が確認できない場合は、履歴書、資格証明書（コピー）等を提出していただく場合があります。全ての届出に添付する必要はありません。

2 提出期限：**任命又は雇用する日の前日まで（ただし、土・日・祝日を除く）**

3 提出方法：郵送（通送便のあるところは通送）をお願いします。

3 届出の記載要領

【届出日】

○「担任させようとする期間」の始期までの日としてください。

【任命又は雇用しようとする者 / 設置者】

区分	任命又は雇用しようとする者	設置者
国立学校、私立学校	学校を設置する法人名・理事長名	学校を設置する法人名
市町村立学校	市町村教育委員会名	市町村名（例〇〇市）
府立学校	大阪府教育委員会	大阪府

【学校名及び所在地】

○学校単位で行ってください。中高併設校等は、学校種（小・中・高）ごとに届出が必要です。

○特別支援学校の場合は、小学部・中学部・高等部等の別を記入してください。複数の学部を兼務している場合は併記してください。

【学校における教科・科目名 / 教育職員免許法における教科 / 領域 / 上記領域の概要】

○**特別非常勤講師が担任できる教科指導の範囲は、「教育職員免許法に定められた教科の領域の一部」です。教育職員免許法に定められた教科及び道德等の全領域を担当することはできません。**

○「教育職員免許法に定められた教科」は以下のとおりです。

校種	教科名
① 小学校	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道德、総合的な学習、外国語活動の一部、クラブ活動
② 中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語、宗教（ただし、宗教については国公立学校の場合を除く。）、道德の一部、総合的な学習の一部
③ 高等学校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語、宗教（ただし、宗教については国公立学校の場合を除く。）、総合的な学習の一部
④ 特別支援学校（幼稚部を除く。）	における各部の上記①から③までに掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項

○学習指導要領上の教科と比較すると、一部区分が異なりますので、注意してください。

- ・学習指導要領上の教科である「芸術」は、教育職員免許法上の教科では「音楽」、「美術」、「工芸」、「書道」に区分されています。
- ・学習指導要領上の教科である「外国語」は、教育職員免許法上の教科では「外国語（英語）」、「外国語（中国語）」、「外国語（韓国語）」、「外国語（フランス語）」等に区分されています。

○**「領域」は、担任させようとする事項が、教育職員免許法に定められた教科の内容の一部である旨を明記してください。**

	教育職員免許法に定められた教科	領域
例	国語	大阪の文学、朗読 他
	理科	日本の自然 他
	音楽	器楽演奏、ピアノ実技、吹奏楽 他
	美術	C Gデザイン、日本画 他
	保健体育	剣道、柔道、ラグビー 他
	家庭	調理、保育概論、ファッション 他
	外国語（英語）	英会話、オーラル・コミュニケーション 他
	外国語（韓国語）	韓国語会話 他
誤った例	芸術	美術 ※教科そのものであり、領域の一部ではありません。
	書道	書道Ⅰ・書道Ⅱ ※領域の一部として明確な区分にはなりません。
	外国語	韓国語 ※教科そのものであり、領域の一部ではありません。

○学校設定教科・科目は、「教育職員免許法における教科」及び「領域」について、該当するものを記入してください。

○総合的な学習の時間は、その旨を「教育職員免許法における教科」に記載し、「領域」の記載は不要となります。

○「上記領域の概要」は、「領域」について、補足説明が必要である場合等、記入してください。

【担任させようとする期間（予定）】

○年度をまたがらない期間を記入してください。

【担任させようとする理由】

①学校の事情（特にカリキュラム）について：当該教科に特別非常勤講師を活用する学校の事情を記入してください。

②資格、社会的経験、能力等について：特別非常勤講師として採用する者が、採用時に当該教科及び領域等を担当するのに適格であることを判断した所有資格、社会的経験（学歴、職歴等）等について、裏付ける事項を具体的に記入してください。ただし、「前年同校での講師経験がある」は、採用時に適格であることを判断した社会的経験等とは認められませんので、ご注意ください。

※添付資料として履歴書、資格証明書（コピー）等を提出していただいても結構です。ただし、記入者の記名及び証明者の記名・押印が必要となります。

③その他特記事項：特記事項があれば記入してください。

※特別支援学校の場合、教授・実習の対象となる児童・生徒の特別支援教育領域（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。））のいずれかを記入してください。複数の領域にまたがる場合は、複数領域を記入してください。

4 その他注意事項

- (1) 担任させようとする期間や担任させようとする時間を増やす場合は、再度同様の届出が必要になります。
- (2) 無届や虚偽の届出に対しては、罰則が設けられています（教育職員免許法第23条第1号）。
- (3) 外国人を任命・雇用する場合は、その者が就労可能な在留資格を有する者であることを確認してください。

(特別非常勤講師任命・雇用届出書についての問い合わせ先)
大阪府教育委員会事務局教職員室教職員企画課免許グループ
電 話 06-6944-6180 F A X 06-6944-6897